

5 不許可等について

千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（令和5年千葉市規則第35号）及び千葉市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則に関する事務処理規程（令和5年消防局訓令（甲）第9号）文中の「その理由を記した文書」については次ページのとおり。

記載時の注意事項

- (1) 宛名欄は、法人等に対して発する場合は、その所在地、名称及び代表者を記載すること。
- (2) 理由欄には、根拠法令、条項および理由を明記すること。

第 号

住所
氏名

() 通知書

年 月 日 付けで申請(請求)のあった()
については、次の理由により()しないものとする。

年 月 日

千葉市長

印

理 由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。